

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（情報政策課）	1
○農地法第41条第3項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定（2件）……………（農地調整課）	1
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	2
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	3
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	3
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	5
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	5

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	5
----------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	7
----------------------	---

告 示

北海道告示第380号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機処理ASPサービス提供業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA

(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額

4,079,377,500円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第381号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量

情報システム変更等業務（1人工当たりの単価） 91人工

2 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社HBA

(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額

596,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第382号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
勇払郡むかわ町穂別安住86番7	田	3,039
勇払郡むかわ町穂別安住86番8	田	3,677
勇払郡むかわ町穂別安住86番16	田	4,409

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和2年6月22日

(3) 存続期間

10年

(4) 借賃に相当する補償金の額

890,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 竹林 孝

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに札幌法務局苫小牧支局に供託する。

5 その他

農地の所有者等は札幌法務局苫小牧支局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第383号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
勇払郡むかわ町穂別安住239番21	田	5,441

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和2年6月22日

(3) 存続期間

10年

(4) 借賃に相当する補償金の額

540,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 竹林 孝

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに札幌法務局苫小牧支局に供託する。

5 その他

農地の所有者等は札幌法務局苫小牧支局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和 2. 5.18	理 事	濱 岡 康 行	岩内郡共和町老古美242番地5
同	同	同	森 英 雄	共和町前田110番地1
同	同	同	渡 義 則	共和町国富2178番地
同	同	同	和 田 昭 仁	共和町発足2361番地
同	同	同	駒 形 弘 二	共和町南幌似1850番地

同	同	同	国本政愛同	共和町梨野舞納4番地1
同	同	同	金井康範同	共和町宮丘1201番地1
同	同	同	森敬志同	共和町幌似2061番地
同	同	監事	石崎秀三同	共和町発足2053番地
同	同	同	岡田政則同	共和町南幌似15番地2
退任	同	2. 5.17	理事	濱岡康行岩内郡共和町老古美242番地5
同	同	同	森英雄同	共和町前田110番地1
同	同	同	渡義則同	共和町国富2178番地
同	同	同	金井康範同	共和町宮丘1201番地1
同	同	同	和田昭仁同	共和町発足2361番地
同	同	同	森敬志同	共和町幌似2061番地
同	同	同	駒形弘二同	共和町南幌似1850番地
同	同	同	国本政愛同	共和町梨野舞納4番地1
同	同	監事	石崎秀三同	共和町発足2053番地
同	同	同	水戸政春同	共和町前田204番地20

北海道告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年5月25日、狩場利別土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年6月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 縦覧場所
和寒 農業用排水施設 北海道上川総合振興局

弟子屈北 区画整理

北海道釧路総合振興局

北海道告示第387号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和2年7月30日から同年9月2日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数500トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年6月2日（火）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 令和2年7月16日（木）午前10時（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOUMARU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 16, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 15, 2020)

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡留寿都町字西ノ原325の6・350の18・443の2（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、339・439の3・439の5・443の1・443の4・443の5（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第390号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 夕張市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 夕張市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 赤川函館線	函館市赤川町578番1地先から 同市赤川町562番5地先まで	令和2.6.2

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第9号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年6月2日

北海道空知総合振興局長 高野瑞洋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式(1月当たりの単価) 2台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年11月1日から令和8年10月21日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年6月2日（火）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和2年6月29日（月）午前10時（送付による場合は、同月26日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年5月22日付け北海道空知総合振興局告示第8号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

(3) 電話番号 011-561-0383

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Patrol Car 2 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 29, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 26, 2020)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan

Phone : 011-561-0383

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月2日

北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年6月2日（火）から同月30日（火）まで（日曜日及

び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年7月14日（火）午後2時（送付による場合は、同月13日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分

(2) 予定時期 令和2年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定

価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer and peripheral devices 42 sets
 - B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 14, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 13, 2020)
 - C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979
-